

平成27年2月10日
独立行政法人農畜産業振興機構

養豚経営安定対策事業の養豚補填金について

【平成26年度第1～3四半期】

平成26年度第1～3四半期（平成26年4月から12月まで）に販売された事業対象肉豚に適用する養豚経営安定対策事業実施要綱第4の2の（7）のアの（ア）の養豚補填金（注）については、平均粗収益が平均生産コストを上回ったことから交付はありません。

（参考）養豚経営安定対策事業実施要綱 第4の2の（7）のアの（ア）

理事長は、（6）のアの平均粗収益が（6）のイの平均生産コストを下回った場合、肉豚1頭当たりの養豚補填金単価を設定するものとする。この場合、養豚補填金単価は、平均粗収益と平均生産コストとの差額の8割の額とし、十円単位まで定め、単位未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、養豚補填金単価が百円未満である場合は養豚補填金単価を設定しないものとする。

連絡先

畜産経営対策部 養豚経営課

担当：植田、長山

電話：03-3583-1150

**補填金単価
(確定)**

養豚経営安定対策事業 補填金単価算定基礎
【平成26年度第1～3四半期】

(単位：円/頭)

平均粗収益	(A)	41,022
平均生産コスト	(B)	35,619
差額	(C) = (A) - (B)	5,403
補填金単価	(C) × 0.8 (注)	(A) > (B) 補填なし

注：平成26年度第1四半期分から、消費税抜きで算定しています。

区 分		平成26年度第1～3四半期 (26年4月～26年12月)
平均粗収益	(A) = ①+②	41,022
主産物価格	① = a × b	40,303
平均枝肉価格(円/kg)	a	531
平均枝肉重量(kg)	b	75.9
副産物価額	②	719
平均生産コスト	(B) = ⑤+⑥+⑦+⑧	35,619
物財費	③	29,251
飼料費		22,568
流通飼料費		22,567
麦類		16
とうもろこし		170
配合飼料		20,041
脱脂乳・人工乳		1,954
その他		386
牧草・放牧・採草費		1
敷料費		123
光熱水料及び動力費		1,494
その他の諸材料費		70
獣医師料及び医薬品費		1,670
賃貸料及び料金		293
建物費		1,144
自動車費		233
農機具費		566
物件税及び公課諸負担		179
生産管理費		108
種付料		86
もと畜費		55
繁殖めす豚費		569
種おす豚費		93
労働費	④	4,115
家族		3,177
費用合計	⑤ = ③ + ④	33,366
支払利子	⑥	113
支払地代	⑦	10
と畜経費	⑧	2,130
参考		
自己資本利子		563
自作地地代		132

(参考) 養豚経営安定対策事業 補填金単価の算定方法について

1 平均粗収益（主産物価格と副産物価額の合計）

(1) 主産物価格

28 市場（10 中央卸売市場＋18 指定市場）の並以上の平均枝肉価格（円/kg）に並以上の平均枝肉重量を乗じて得た額とします。

(2) 副産物価額

農林水産省の「肥育豚生産費調査」の「副産物価額（販売されたきゅう肥、子豚、繁殖雌豚、種雄豚等）」の額（内臓・原皮代は含まない。）とします。

2 平均生産コスト（物財費等、労働費、と畜経費の合計）

(1) 物財費等、労働費

農林水産省の「肥育豚生産費調査」の「費用合計（物財費（飼料費、光熱水道費、獣医師料及び医薬品費等）及び労働費）」、「支払利子」及び「支払地代」の額とします。費用合計の費目のうち、農林水産省「農業物価指数」の調査対象となっている費目については、肥育期間（7 か月）の価格に物価修正します。

(2) と畜経費

28 市場のと畜経費（と畜検査手数料、と畜解体料、と畜場使用料、冷蔵庫保管料（1 日分相当）及び格付料）を各市場における並以上に格付けされた豚枝肉の総取引頭数で加重平均して得た額とします。

注：平均粗収益及び平均生産コストの計算に当たって、消費税及び地方消費税が含まれる項目については、平成26年度第1四半期からその消費税及び地方消費税を控除した額を用いるものとします。